

# 砥部町子育て世代包括支援センター事業実施要綱

令和2年3月9日  
砥部町告示第21号

## (趣旨)

第1条 この告示は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び子育て支援事業を一体的に支援する体制を構築し、妊産婦及び乳幼児並びにその家族（以下「妊産婦等」という。）に対して、切れ目のない包括的な子育て支援を提供することを目的とし、砥部町子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）が行う、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施場所)

第2条 本事業は、子育て支援課及び子育て支援センター又は妊産婦等が日常的に利用できる身近な場所で、かつ、相談機能を有する施設において実施するものとする。

## (職員の配置)

第3条 センターに、次の職員を配置するものとする。

- (1) 母子保健に関する専門知識を有する保健師等
- (2) 利用者支援専門員

2 センターには、前項に掲げるもののほか、必要な職員を置くことができる。

## (業務内容)

第4条 センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 妊産婦等の継続的な実情把握に関すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導に関すること。
- (3) 支援を必要とする妊産婦等に対する支援プランの策定に関すること。
- (4) 母子保健事業及び子育て支援事業に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項に関すること。

## (関係機関との連携)

第5条 センターは、教育・保育、保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、民生委員・児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、その他特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対してセンターの周知を図るとともに、連携を密にし、センターの業務が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

## (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。